

障害福祉サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ハートケアサービス（以下「事業者」という。）が設置する株式会社ハートケアサービス（以下「事業所」という。）において、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業者の従業者は、利用者及び障害児の意志及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービス提供を行う。
- (2) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- (3) 事業者は、事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(基本取扱方針)

第3条 事業者は、その提供する指定居宅介護、指定重度訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(具体的方針)

第4条 事業所の従業者が行う指定居宅介護、指定重度訪問介護の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業者は、指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たっては、居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 事業者は、指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 事業者は、指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを行うものとする。
- (4) 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 株式会社ハートケアサービス
- (2) 所在地 青森市青葉1丁目2-22

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、この事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護、指

定重度訪問介護の提供に当たる。

(2) サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも居宅介護及び重度訪問介護の提供に当たる。

(3) 訪問介護員 常勤2.5人以上

訪問介護員は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までと日曜、祝日とする。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護、指定重度訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 事業者は、指定居宅介護、指定重度訪問介護の実施に当たっては、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 前項の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業者は、当該指定居宅介護、指定重度訪問介護について法定代理受領を行う場合は、原則1割の額を徴収するものとする。

3 事業者は、指定居宅介護、指定重度訪問介護に要した通院等介助時の交通費について、及びキャンセル料について次の額を徴収するものとする。

(1) 自宅から1キロメートル以下 660円(初乗り料金550円含む)

(2) 1キロメートル以降1キロメートル毎に110円加算

(3) 訪問介護の提供をキャンセルする場合に際しては、キャンセルの連絡のあった時間に応じて、下記によりキャンセル料の支払いを受けるものとする。

前日17時までにご連絡があった場合 無料

前日17時以降に連絡があった場合 1提供当たり3,000円

※キャンセル料が発生した場合、買物同行(代行)及び通院等に掛かる移送代は別途請求とする。

※当社運営する有料老人ホームに限り、当日ご連絡の場合 1提供当たり1,000円のみとする。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しないものとする。

4 事業者は、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護、指定重度訪問介護に要した交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートル未満 660円(初乗り料金550円含む)

(2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートル以上 1キロメートル増すごとに710円に110円を加算(初乗り料金600円含む)

5 事業者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護、指定重度訪問介護を行う場合は、

あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市と隣接する東津軽郡一部とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員は、現に指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待のための措置)

第11条 事業者は、利用人数の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のため対策を検討する委員会（テレビ通信機器使用を含む）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 成年後見制度の活用支援
- (6) 虐待に関する苦情相談窓口の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント防止のための措置)

第12条 事業者は、ハラスメント防止のための措置として、年2回、事業者又は事業所内において、ハラスメント防止の研修の機会を設けるものとする。

(苦情解決体制の整備)

第13条 事業者は、苦情処理担当者を配置する等、苦情解決体制の整備し、迅速に対応するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業者は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業者は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ通信機器使用を含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延ぼうしのため指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のため研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

3 事業者は、従業者又は従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年12月より施行する。

平成26年4月1日一部改正。	令和2年1月16日一部改正。	令和5年12月1日一部改正。
平成27年4月1日一部改正。	令和2年5月1日一部改正。	令和6年1月4日一部改正。
平成28年4月1日一部改正。	令和2年7月9日一部改正。	令和6年8月1日一部改正。
平成29年4月1日一部改正。	令和2年12月1日一部改正。	
平成30年8月1日一部改正。	令和3年1月1日一部改正。	
平成31年4月1日一部改正。	令和3年2月1日一部改正。	
令和1年7月1日一部改正。	令和3年4月1日一部改正。	
令和1年10月1日一部改正。	令和3年5月16日一部改正。	
令和1年12月1日一部改正。	令和5年6月1日一部改正。	